

土地区画整理法 76 条許可申請について (建築確認を伴うもので仮換地が敷地の場合)

1 申請に必要な書類

- (1) 許可申請書 (指定の様式)
- | | | |
|---------------|---|---|
| (A) 許可権者用 (正) | } | 様式のダウンロードは、下記 URL をクリックしてください。
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/about/law_76.html |
| (B) 施行者用 (正) | | |
| (C) 地区用 (正) | | |
| (D) 許可書 (副) … | | |
- 【土地区画整理法第76条第1項の許可申請書様式(ダウンロード)】の内 **⇒様式2**
- 【各区許可書】の内 **⇒足立区許可書**

「申請者」欄は、押印が必要です。(申請者の氏名(法人にあっては代表者氏名)の記載を自署で行う場合には押印を省略することができます。)

「建築物の敷地の所在及び地番」欄は、従前の地名地番を記入してください。

「敷地面積」欄は、仮換地の筆の全部を敷地面積とする場合は、小数点以下は表示しないでください。

- (2) 申請者の委任状(申請手続きを委任する場合)

- (3) 添付書類

- ① 案内図(付近見取図) 建築基準法に掲げる明示すべき事項
- ② 「仮換地指定通知一式」または「仮換地証明一式」(各々、写しの添付でも可)
- ③ 配置図 建築基準法に掲げる明示すべき事項
 - ※ 隣地境界線の周囲長、道路幅員は小数第1位までの表示
 - ※ 仮換地の筆の一部を敷地面積とする場合は、求積し小数第2位までの表示
- ④ 平面図 建築基準法に掲げる明示すべき事項
 - ※ 建築面積、延べ床面積も明示してください。(図面に明示できない場合は別添資料でも可)
 - ※ 建築物以外のものについては、平面図に縮尺、方位、構造、規模、材料、高さ等を明示してください。

2 提出部数

上記1-(1)の(A)～(D)それぞれに、(2)～(3)の書類を添付し、合計4セット作成してください。

3 提出場所

申請書は、六町地区整備事務所に提出してください。(事前に電話連絡をお願いします。)

手続きが完了しましたら電話連絡いたしますので、提出の際には必ず連絡先をお知らせください。

4 受取場所

申請書を六町地区整備事務所まで受取に来てください。

このとき、許可権者用(正)と許可書(副)(上記1-(1)の(A)と(D))をお渡ししますので、この2部を足立区建築審査課へ提出いただき、許可・交付を受けてください。

六町地区整備事務所での処理には、1～2週間程度を要します。

また、お渡しする際には「工事着手届」、「工事完了届」を一緒にお渡ししますので、工事着手、完了の際には六町地区整備事務所に提出してください。

5 連絡先

六町地区整備事務所 足立区六町3-4-36 (3階 工務担当)

TEL 03(5851)2032